

荒川区空家利活用創業賃料 支援事業補助金

地域に貢献する
事業

＼ 空き家を活用してこれから事業を開始する事業者の皆様 ／

● ● ● ● ●
空き家を賃借する際の賃料の一部
区が補助します！

荒川区内の空き家を
賃貸・改修※



空き家を活用して
事業を開始



空き家を賃貸する際の賃料の一部を補助



1か月目～12か月目:月額5万円

13か月目～24か月目:月額3万円

※ 本補助金を申請する前に「荒川区空家利活用事業補助金」の交付の決定を受けていること

お問合せ

荒川区 産業経済部 経営支援課 産業活性化係

Tel : 03-3802-4807

E-mail : sogyoitshien@city.arakawa.lg.jp



・・・・・・・・・・事業の概要・・・・・・・・・・

補助対象者

次の条件全てに該当する方が対象です。1～3については、補助対象期間の始期以後において条件に該当する必要があります。

- 1 荒川区空家利活用事業補助金※の交付の決定を受けていること
- 2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること
- 3 法人登記、開業の届出又は新事業展開から5年未満の個人又は法人であること
- 4 国、地方公共団体その他の機関から事務所等の賃料に係る補助金を受けていないこと
- 5 法人住民税又は個人住民税を滞納していないこと
- 6 補助期間終了後も区内で事業を継続する意思があること

補助対象物件

次の条件全てに該当する物件が対象です。

- ・「荒川区空家利活用事業補助金」の交付を受けて改修を行った空家で、補助対象者自らが賃貸借契約を締結して賃借すること
- ・空家の貸主が、補助対象者と密接な関係を有する方でないこと
- ・住居と兼用しないものであること

補助対象経費

物件の賃借料

※敷金、礼金、保証金、更新料、共益費、駐車場料金等の維持管理費や水道等の利用料及び振込手数料等の間接経費は補助対象外

補助金額

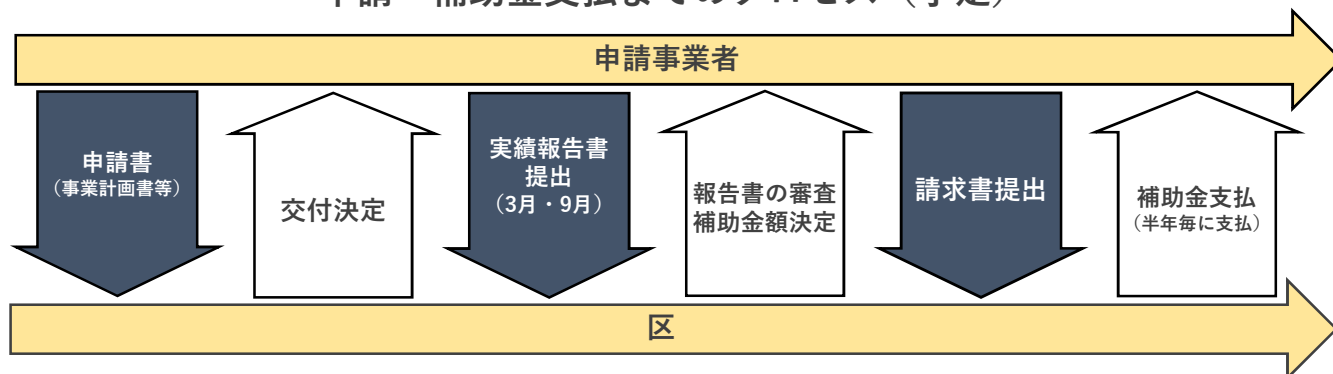
- ・1月日から12月目まで：月額5万円
- ・13月目から24月目まで：月額3万円

補助対象期間

補助金交付決定の日又は次に掲げる日のうち最も遅い日の属する月の翌月から24月以内の期間とします。

- ・物件の賃借を開始する日
- ・補助対象者が創業する日
- ・補助事業を開始する日

・・・・・・・・・・申請～補助金支払までのプロセス（予定）・・・・・・・・・・



※荒川区空家利活用事業補助金について

荒川区内の空き家を活用して地域に貢献する事業を行おうとする方に対して、その空き家の改修工事に係る費用の一部を補助します。（補助限度額：200万円 補助率：3分の2）
事前に下記問合せ先にご相談ください。

【問い合わせ先】 防災都市づくり部 住まい街づくり課 住宅係 tel:03-3802-3111（内線：2826）
【ホームページ】 <https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a041/akiya/akiya-rikatsuhozyo.html>



< ホームページ >